

第36回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月26日（金）午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）
3. 出席委員 14名
4. 欠席委員 3名
5. 議事日程
 - 日程第1 農業委員会業務報告について
 - 日程第2 議案第19号 現況証明願いについて
 - 日程第3 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第21号 農地法第4条の規定による許可について
 - 日程第5 議案第22号 農地法第5条の規定による許可について
 - 日程第6 議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主事
7. 会議の概要

議長

ただ今から、第36回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は14名であります。

阿部 良富 委員、金丸 栄省 委員、木村 博文 委員が所用のため本日の総会に出席できない旨の届出がありましたので報告いたします。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、14番 梶澤 忠男 委員、16番 柚原 千秋 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成29年4月28日の第35回総会以降で報告していない業務について報告いたします。

農業委員会業務報告

1番 農地法第4条の規定による許可の専決について

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他1筆 27,820㎡の内4,475㎡

目的 農業用施設建設のため

北海道農業会議意見書年月日 平成29年3月30日

許可年月日 平成29年4月28日

番号2番

申請者 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他1筆 60,270㎡の内1,336㎡

目的 農業用施設建設のため

北海道農業会議意見書年月日 3,000㎡以下のため必要なし

許可年月日 平成29年5月1日

番号3番

申請者 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 48,277㎡の内4,165㎡

目的 農業用施設建設のため

北海道農業会議意見書年月日 平成29年5月1日

許可年月日 平成29年5月24日

番号4番

申請者 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他2筆 38, 214㎡の内9, 945㎡

目的 農業用施設建設のため

北海道農業会議意見書年月日 平成29年5月1日

許可年月日 平成29年5月24日

2番 農地法第5条の規定による許可の専決について

番号1番

申請者

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他1筆 34, 381㎡の内16, 128㎡

目的 砂利採取のため

北海道農業会議意見書年月日 平成29年3月30日

許可年月日 平成29年4月28日

番号2番

申請者

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 19, 568㎡の内588㎡

目的 農業用施設建設のため

北海道農業会議意見書年月日 3, 000㎡以下のため必要なし

許可年月日 平成29年5月1日

番号3番

申請者

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 30, 867㎡の内2, 234㎡

目的 農業用施設建設のため

北海道農業会議意見書年月日 3, 000㎡以下のため必要なし

許可年月日 平成29年5月1日

番号4番

申請者

貸主 (地区) (氏名)

(地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他1筆 26, 557 m²

目的 駐車場、排水処理施設、変電所建設のため

北海道農業会議意見書について 以前転用申請を許可した案件の事業変更

許可年月日 平成29年5月1日

番号5番及び6番

申請者

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他1筆 26, 048 m²の内5, 500 m²

目的 育成舎、エプロン、堆肥舎、作業スペース建設のため

北海道農業会議意見書年月日 平成29年5月1日

許可年月日 平成29年5月24日

3番 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

番号1番

申請者

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 43, 373 m²の内5, 652 m²

契約年月日 平成26年5月30日

解約年月日 平成29年4月27日

基盤強化法による賃貸借

番号2番

申請者

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他3筆 48, 215 m²の内45, 415 m²

契約年月日 平成25年12月30日

解約年月日 平成29年4月30日

基盤強化法による使用貸借

4番 農地あっせん報告について

あっせん年月日及びあっせん班 平成29年5月12日 第2班

申出者 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

あっせん内容

土地の所在等 (地番) 他2筆 34, 583㎡

価格 3,360,000円 10a当り 97,158円

5番 会議関係

(1) 5月9日(火) 第3回大樹町議会臨時会

場 所 役場4階議場

出席者 会長

(2) 5月10日(水) 町営牧場運営委員会

場 所 役場1階大会議室

出席者 会長、会長代理

(3) 5月15日(月) 大樹集落推進委員会

場 所 JA大樹町2階会議室

出席者 会長

(4) 5月18日(木) 現地調査

実施班 第4班

内 容 農地転用 2件

(5) 5月22日(月) STEP総会

場 所 生涯学習センター2階視聴覚室

出席者 会長

(6) 5月25日(木) 中島酪農祭

場 所 中島行政区コミュニティセンター

出席者 会長

6番 その他

(1) 農作物生育作況調査(5月15日現在)

別紙資料がございますので、お目通しくさせていただきますようお願いいたします。

(2) 小麦圃場における雪腐病調査の集計

先月総会の際に、質問がありました件の報告となります。ドローンでの散布というよりは、散布時期があまり良くなかったと伺っております。

(3) 十勝農業共済組合推薦者の任期

農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日に改正された関係です。木村委員の共済組合推薦が平成29年5月31日まで、ということで3年前に提出されておりましたが、法律内に農業委員会に関する経過措置として第29条第2項において、任期満了の日まで在任するものとする、とされております。木村委員は、7月19日まで引続き農業委員会委員の任に着いていただくこととなります。

(4) クールビズの実施

6月1日から9月30日までの間、省エネのためクールビズ期間とされております。しかし、事務局としましては、第22期最後の総会である6月総会と、第23期最初の総会である7月総会については、ネクタイを着用すべきではないか、と考えております。

(5) 7月総会の日程

7月20日12時30分から、新たな委員を対象に辞令交付式を開催し、その後総会を開催する予定でおります。新しい農業委員の顔写真の撮影等がありますので、早めに設定しております。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

6月総会については、最後の総会になりますので、ネクタイの着用をよろしくお願いいたします。

日程第2、議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可について、提案説明申し上げます。

今回ご審議いただきます農地法第3条第1項の規定による許可の申請は、1件でございます。内容につきましては、後継者移譲の使用貸借が1件です。

この申請内容の可否につきましてご審議いただきたく、ご提案申し上げますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可についてご説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下22筆

地目 台帳 畑 現況 畑

面積 計249,745.39㎡

理由

貸主 経営の移譲

借主 経営の譲受

借受人の経営地の状況

自作地

所有地 0.00㎡

使用収益権を有する土地 249,745.39㎡

合計 249,745.39㎡

労働力 世帯員4名

借受人の家畜の状況

乳牛 105頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 減農薬

協同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 無

作付(予定)作物 一部連作

10年間の使用貸借 無償

地区担当委員 宮嶋 敏男 委員

こちらの案件につきましては、(貸主)が経営移譲のため農地を手放し、後継者である(借主)に使用貸借で貸付けるもので、今回の3条申請が提出されております。次のページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図を添付してございますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

次に、番号一番について、地区担当委員より報告を求めます。

宮嶋 敏男 委員から報告願います。

10番
宮嶋委員

それでは、地区担当より、議案第19号、番号1番、(貸主)の件につきまして報告いたします。内容は事務局よりご説明があったとおりです。内容を説明いたしますと、(貸主)が経営移譲のために、後継者の(借主)に農地を使用貸借するものです。期間については、(貸主)が経営移譲年金の裁定請求のため、10年間貸付ける必要があるため、10年となっております。5月18日に事務局と現地調査を行い、農地として効率的な利用と周辺農地との総合的な利用に影響がないことをご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

休憩いたします。

議長

再開いたします。

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第20号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第20号、農地法第4条の規定による許可について、提案説明申し上げます。今回ご審議いただきます農地法第4条の規定による許可については1件

でございます。内容につきましては、農業用施設建設に伴う転用が1件です。その内容の可否についてご審議賜りたくご提案いたしますので、よろしくお願
いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第20号、農地法第4条の規定による許可についてご説明いたします。

番号1番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

地目 台帳 畑 現況 畑

面積 45,502㎡のうち1,810㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

格納庫 1棟 建築面積340.20㎡ 所要面積 613.80㎡

通路・作業場 所要面積 1,196.20㎡

合計所要面積 1,810.00㎡

転用基準

区分 農業用施設用地

許可理由 農地法第4条第6項

現地調査年月日及び班 平成29年5月18日 第4班(竹内班長)

こちらの転用基準ですが、農業振興地域整備計画において、既に農業用施設用地として用途変更されている土地になっております。許可の理由は、農地法第4条第6項の規定による転用となります。チェックリスト、施設の配置図等を次のページ以降に添付しておりますので、ご確認願います。また、申請面積が3,000㎡以下となりますので、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は必要なく、本総会で決定されれば許可を出せる案件となります。工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、調査班より調査報告を求めます。

番号1番について、第4班班長 竹内 稔 委員報告願います。

6 番
竹内委員

それでは、議案 20 号、1 番の（申請者）の件についてご報告申し上げます。
本案件は、既存の施設が手狭になったことから、新たな格納庫を建設するものであります。申請地は既存の施設に隣接しているため、作業効率も良くなり、代替地もなく、農作業に支障を及ぼさない申請地であり、資金の面からも実効性があると判断いたしました。また、施設の面積も必要最小限の用地と判断し、許可することは止むを得ないと判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第 20 号、番号 1 番の農地法第 4 条の規定による許可についての件を採決いたします。
本案について、許可相当として、農業委員会会長の専決処分についてご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
日程第 4、議案第 21 号、農地法第 5 条の規定による許可についての件を議題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第 21 号、農地法第 5 条の規定による許可について、提案説明申し上げます。今回ご審議いただきます農地法第 5 条の規定による許可については、1 件でございます。内容につきましては、農業用施設建設のための転用が 1 件であります。この申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案いたしますのでよろしくお願いいたします。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号 1 番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第21号、農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

地目 台帳 畑 現況 畑

面積 43,373㎡のうち5,652.00㎡ (5,652.78㎡)

目的 農業用施設建設のため

時期 許可の日から永年間

利用権設定等の種類 使用貸借による権利の設定

計画内容

車庫 1棟 建築面積 855.36㎡ 所要面積 2,865.02㎡

作業通路 所要面積 2,787.76㎡

合計所要面積 5,687.00㎡

(5,687.78㎡)

転用基準

農業振興地域整備計画区分 農用地

転用申請と同時に用途変更申請中

許可理由 農地法第5条第2項

現地調査年月日及び班 平成29年5月18日 第4班 (竹内班長)

チェックリスト、施設の配置図等を次のページ以降に添付しておりますので、ご確認願います。こちらの案件は、申請面積が3,000㎡以上となりますので、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取が必要となる案件となります。また、農業振興地域整備計画の用途変更は、軽微な変更により農用地から農業用施設用地となる農地で、農地転用と同時に許可が出る予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、調査班より、調査報告を求めます。

番号1番について、第4班班長 竹内 稔 委員、報告願います。

6番

それでは、議案第21号、1番 (申請者) について報告申し上げます。

竹内委員

本案件は、大型作業機が増える中、既存の格納施設だけでは収納が困難であり、新たに本施設を建設し、機械寿命を延ばしコストの低減に繋がりたいと伺っております。現地調査を行った結果、周りの既存の施設の配置から代替地もなく、資金の面からも実効性があると班では判断いたしました。また、申請地は

建築物の面積と比較するとやや過大な申請と思われますが、転用地内にため池があり、機械移動時の安全を考慮すると、作業管理スペースや作業通路を確保する必要があり、許可することは止むを得ないと判断いたしました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第21号、番号1番の農地法第5条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、許可相当として北海道農業会議に意見書を聴取すること、並びに農業委員会会長の専決処分についてご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第22号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を議題といたします。

本件につきましては、農業振興地域整備計画の変更に伴い、大樹町長より意見の照会があり、これに意見を求めるものであります。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第22号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について提案説明申し上げます。

今回ご審議いただきます農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出は、2件でございます。申請内容は、農家住宅の建設に伴う用途除外が1件と、農業用施設建設に伴う農業用施設用地への用途変更が1件でございます。その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第22号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてご説明いたします。

番号1番

土地の表示 (地番) 1筆

公簿地目 畑

面積 900㎡

目的 後継者住宅の建設

事業計画者 (地区) (氏名)

農用地から白地への除外

現地調査年月日 平成29年4月20日

地区担当委員 宮嶋 敏男 委員

こちらの案件は、先月の総会で畑以外にお認めいただいた現況証明の案件で、大樹町農業地域整備計画の農用区域からの除外を求められているものです。4月20日の現地調査の際に除外の要件を全て満たしていることを確認しております。

番号2番

土地の表示 (地番) 以下3筆

公簿地目 畑

面積 計40,297㎡

目的 農業用施設の建設

事業計画者 (地区) (氏名)

農用地から農業用施設用地への用途区分の変更

現地調査年月日 平成29年5月19日

地区担当委員 山本 宏一 委員

こちらの案件は、農業用施設を建設するにあたって、農業振興地域整備計画の農用区域内の農用地を農業用施設用地に用途変更するものでございます。なお、面積が10,000㎡以上と大きいことから、北海道との事前協議や縦覧期間の設定を経て、北海道が許可を出す案件となります。本総会でお認めいただいてから事前協議のスタートとなりますので、許可を出せるのが早くても8月上旬頃と伺っております。なお、農地転用についても本申請と合わせて手続きを行っております。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に番号1番について、地区担当委員 宮嶋 敏男 委員より、調査報告を求め

ます。

10番
宮嶋委員

議案第22号、1番の件につきまして、ご説明申し上げます。

内容は、事務局より説明があったとおりです。審議の結果、先月の総会で畑以外にお認めいただいた現況証明の案件で、農用地から除外しても問題ないと判断します。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

次に番号2番について、地区担当委員 山本 宏一 委員より、調査報告を求めます。

9番
山本委員

議案第22号、2番の件についてご説明いたします。

農業用施設用地への用途変更でございます。申請地では、新たな牛舎及びバイオガスプラント等の農業用施設の建設を予定しています。経営の拡大をしていく上で、農業用施設等の拡充は必要不可欠であり、既存施設との配置等も考慮すると代替地もないことから、用途変更は止むを得ないと判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第22号、番号1番から2番について、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明申し上げます。

今回ご審議いただきます農用地利用集積計画の申請件数は、12件でございます。内容は、賃貸借が12件です。

その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から9番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地集積計画の決定について説明いたします。

番号、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、利用権設定等に係る土地の表示、成立する法律関係、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、利用権の期間、借賃、備考の順に説明いたします。

1番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下9筆 畑 計182,487㎡

賃貸借 賃借権の設定 普通畑として利用

平成29年6月1日から平成39年5月31日までの10年間

年額 962,237円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規 地区担当委員 梶澤 忠男 委員

2番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下8筆 畑 計49,199㎡

賃貸借 賃借権の設定 普通畑として利用

平成29年6月1日から平成39年5月31日までの10年間

10a当り6,000円 毎年12月10日までに指定口座振込

新規 地区担当委員 梶澤 忠男 委員

3番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下5筆 畑 計99,048㎡

賃貸借 賃借権の設定 普通畑として利用平成29年6月1日から平成39年5月31日までの10年間

10a当り6,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規 地区担当委員 梶澤 忠男 委員

4番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下20筆 畑 計348,188㎡

賃貸借 賃借権の設定 普通畑として利用

平成29年5月28日から平成39年5月27日までの10年間

無償

新規 地区担当委員 川原 和夫 委員

5番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 1筆 畑 279㎡

賃貸借 賃借権の設定 普通畑として利用

平成29年5月28日から平成37年3月31日までの7年10ヶ月

無償

更新

6番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下2筆 畑 計47,529㎡

賃貸借 賃借権の設定 普通畑として利用

平成29年6月1日から平成30年5月31日までの1年間

10a当り5,000円 12月15日までに指定口座に振込

更新

7番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下9筆 畑 計242,376㎡

賃貸借 賃借権の設定 普通畑として利用

平成29年6月1日から平成30年5月31日までの1年間

10a 当り 6,300円 11月30日までに指定口座に振込
更新

8番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下5筆 畑 計66,106㎡

賃貸借 賃借権の設定 普通畑として利用

平成29年6月1日から平成39年5月31日までの10年間

10a 当り 5,900円 毎年12月10日までに指定口座に振込
更新

9番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 1筆 46,292㎡

賃貸借 賃借権の設定 普通畑として利用

平成29年6月1日から平成34年5月31日までの5年間

年額200,000円 毎年11月30日までに指定口座に振込
更新

1番から3番の案件につきましては、(地区)の(氏名)が農地を手放すために、(1番から3番の利用権の設定等を受ける者)に貸し付ける案件でございます。

4番の案件につきましては、(地区)の(氏名)が自身の会社である(利用権の設定等を受ける者)に農地を貸し付ける案件でございます。

1番から4番までの案件は、新規の案件でございます。

1番から9番までの案件につきましては、次のページ以降に添付してございます農業経営基盤強化促進法第18条調書に記載されておりますとおり、経営面積、農作業従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番から3番の内容について、地区担当委員 梶澤 忠男 委員より、調査報告を求めます。

14番
梶澤委員

議案第23号の1番について説明いたします。事務局が説明された通りなんですけれども、(利用権の設定等をする者)から利用権の設定等を受ける者)

へ10年間の賃貸借です。

年額962,237円ですが、10a当り6,000円ではあるのですが、家の周りなどの飛び地の畑がありまして、その部分が多少安くなっております。

続いて2番、(利用権の設定等をする者)から利用権の設定等を受ける者)については、先程事務局が説明された通りですが、10年間の賃貸借で10a当り6,000円で面積が49,199㎡です。

続いて3番、(利用権の設定等をする者)から利用権の設定等を受ける者)については、先程事務局が説明された通りですが、10年間の賃貸借で10a当り6,000円で面積が99,048㎡です。

これらの案件は新規の案件で、(利用権の設定等をする者)が農業経営を止めるために農地を貸すものです。申請地は贈与税の納税猶予を受けていることから、猶予を継続するために集積で適格者に貸付ける必要があったものです。借主は意欲的に営農されており、地区における利用調整に問題がないことを農事組合長に確認済です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

報告が終わりました。

次に、番号4番の内容について、地区担当委員 川原 和夫 委員より、調査報告を求めます。

4番
川原委員

議案第23号4番について説明いたします。この案件につきましては、新規の案件でございます。いままでは、農地法第3条で使用貸借していた農地の期限が丁度終わったため、集積で貸し直す案件であります。借主は意欲的に営農されておりますので、地区の利用調整にも全く問題がありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第23号、番号1番から9番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長代理

再開いたします。
それでは番号10番から12番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

10番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下8筆 畑 計122,598㎡

賃貸借 賃借権の設定 普通畑として利用

平成29年6月1日から平成39年5月31日までの10年間

10a当り6,000円 毎年11月20日までに指定口座に振込
更新

11番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下11筆 畑、農業用施設用地 計253,094㎡

賃貸借 賃借権の設定 普通畑として利用

平成29年6月1日から平成39年5月31日までの10年間

10a当り6,000円 毎年11月20日までに指定口座に振込
更新

12番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下12筆

畑、農業用施設用地 計425,971.65㎡
賃貸借 賃借権の設定 普通畑として利用
平成29年6月1日から平成39年5月31日までの10年間
10a当り5,000円と10a当り3,000円
毎年12月10日までに指定口座に振込
更新

10番から12番の案件につきましては、次のページ以降に添付してご
います農業経営基盤強化促進法第18条調書に記載されておりますとおり、経営
面積、農作業従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を
満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長代理

説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長代理

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第23号、番号10番から12番について、農業経営基盤強化
促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決い
たします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長代理

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

以上で本日の総会に付議された案件は、全て終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、会長と協議いたしました結果、6月26日（月）午後1時30分を予定しています。よろしくお願い致します。

議長

以上をもって、第36回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成29年5月26日

会

長

金木正喜

委員(14番)

橋澤忠男

委員(16番)

柚原千秋